

転入届

市外から青森市へ引っ越ししてきた方へ 手続チェックシート

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	異動者	チェック	職員 使用 欄 総合 窓口	手続	手続の際に必要なもの	よ代 る理 手人 続に	し ま し た 後 日	お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
住所異動	1 日本人の方				(他の市区町村から転入する方) ①前住所地の市区町村から発行された転出証明書 ②届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等) ③異動する方のマイナンバーカード ④住民基本台帳カード(お持ちの方) ⑤委任状(代理の方が届出する場合) ※委任状は、転入後に同一世帯、転入前の世帯で世帯主だった方が届出する場合は不要。	可			駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	
		マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用した転入届出(特例転入)をされる方へ	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを提示していただく場合は、転出証明書は不要です。転出予定日から30日以内または新しい住所に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに転入の届出をしないとカードが失効となり、特例転入及び継続利用ができなくなります。その場合は、前住所地で転出証明書に準ずる証明書等の交付申請が必要となります。							
	2 外国人の方			転入届 住み始めた日から14日以内	(国外から転入する方) 上記②③⑤の他に ⑥異動する方全員のパスポート ⑦異動する方全員の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑧異動する方全員の戸籍附票の謄本または戸籍附票の抄本 (戸籍、戸籍附票は本籍地でお取り寄せください。ただし、本籍地が青森市の方は必要ありません。)	可			駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
		マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用した転入届出(特例転入)をされる方へ	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを提示していただく場合は、転出証明書は不要です。転出予定日から30日以内、または新しい住所に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに転入の届出をしないとカードが失効となり、特例転入及び継続利用ができなくなります。その場合は、前住所地で転出証明書に準ずる証明書等の交付申請が必要となります。							
					(国外から転入する方) 上記246の他に 7 異動する方全員の在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書(後日在留カードの交付を受ける方はパスポート)					

～以下は、転入に伴って必要となる手続です～

- ★マークの手続は、住民異動届と合わせて、駅前庁舎市民課で手続ができます。なお、手続の内容によっては、担当課をご案内する場合がありますのでご了承ください。
- 「代理人による手続」欄に「可」の記載がある手続は、代理人による手続が可能ですが、その際に必要となるものは手続により異なりますので、担当課へお問い合わせください。

支所等は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	代理人による手続に した	お手続き 後	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
3	★ マイナンバーカードをお持ちの方		連絡票	継続利用手続 (個人番号カード券面記載 事項変更届) 転入届出日から90日以内 転出予定日から30日以内、または新しい住所に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに転入の届出をしない場合、マイナンバーカードが失効します。この場合、マイナンバーカードで転出の手続をした方は、前住所地で転出証明書に準ずる証明書等の交付申請が必要となります。また、転入の届出後90日以内に継続利用の手続をしない場合や継続利用の手続をしないまま他市区町村へ転出した場合もマイナンバーカードが失効します。マイナンバーカードが失効した場合で、必要な方はマイナンバーカードの再交付申請(手数料: カード通常発行800円または特急発行1,800円、電子証明書200円)をしてください。	○マイナンバーカード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(4桁の数字)	可			
4	★ マイナンバーカードで署名用電子証明書を利用している方 (e-Tax等を利用する方)		連絡票	署名用電子証明書の発行申請 (署名用電子証明書新規発行申請書) 住所変更により署名用電子証明書が失効しますので、必要な方は手続してください。	○マイナンバーカード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(6桁～16桁の英数字)	可			
5	★ マイナンバーカードを申請中の方		配付	前住所地でマイナンバーカードを申請しており、受け取らないまま転出してきた場合、申請が取消となります。再申請を希望される場合は、受付職員にお申し付けください。 ※15歳未満の方や成年被後見人の方の場合は、代理人による手続が必要となります。		一部可		駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (マイナンバーチーム) ☎017-718-0440	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
6	マイナンバーの通知カードをお持ちの方		不要	令和2年5月25日から通知カードの記載変更は行っておりません。 (転入後はマイナンバーを証明する書類として使用できません。)		可		支所等	
7	★ 住民基本台帳カードをお持ちの方		連絡票	継続利用手続 (住民基本台帳カード表面 記載事項変更届) 転入届出日から90日以内 転出予定日から30日以内、または新しい住所に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに転入の届出をしない場合、住民基本台帳カードが失効します。この場合、住民基本台帳カードで転出の手続をした方は、前住所地で転出証明書に準ずる証明書等の交付申請が必要となります。また、転入の届出後90日以内に継続利用の手続をしない場合や継続利用の手続をしないまま他市区町村へ転出した場合も住民基本台帳カードが失効します。住民基本台帳カードが失効した場合で、必要な方はマイナンバーカードの交付申請をしてください。	○住民基本台帳カード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(4桁の数字)	可			
8	★ 住民基本台帳カードで電子証明書を利用している方 (e-Tax等を利用している方)		説明	住所変更により、電子証明書が失効します。住民基本台帳カードへの電子証明書の新規発行は終了しておりますので、必要な方はマイナンバーカード(電子証明書を含む)の交付申請をしてください。		可			

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

マイナンバーカード	No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員総合窓口 使用機	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よ代 る理 手 続 に	しま 完 了 した	お 手 続 後 日 に し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	9	★ 国外から転入した方でマイナン バーカードの速やかな交付を希 望している方 (特急発行)		連絡票	特急発行申請 転入届出日から30日以内	○顔写真のある本人確認書類(パスポート等)1点 ○顔写真のない本人確認書類 (漢字氏名と生年月日の記載のある診察券等)1点 など ※マイナンバーカードは1週間程度で住所地に送付されます。 ※マイナンバーカードの再交付申請手数料(カード1,800円、 電子証明書200円)が必要となる場合があります。	不可				
	10	★ 住民票に新たに記載された方で マイナンバーカードの速やかな 交付を希望している方 (特急発行)		連絡票	特急発行申請 本人確認書類が揃った日 から30日以内	○顔写真のある本人確認書類(運転免許証等)1点 ○顔写真のない本人確認書類 (漢字氏名と生年月日の記載のある診察券等)1点 など ※マイナンバーカードは1週間程度で住所地に送付されます。 ※マイナンバーカードの再交付申請手数料(カード1,800円、 電子証明書200円)が必要となる場合があります。	不可				
	11	★ 国外から転入した在留カードを お持ちの外国人の方でマイナン バーカードの速やかな交付を希 望している方 (特急発行)		連絡票	特急発行申請 住民票への記載を届出した日 から30日以内	○在留カード ○パスポート ※マイナンバーカードは1週間程度で住所地に送付されます。 ※マイナンバーカードの再交付申請手数料(カード1,800円、 電子証明書200円)が必要となる場合があります。	不可			駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (マイナンバーチーム) ☎017-718-0440	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
	12	★ マイナンバーカード追記欄の余 白がなくなった方でマイナン バーカードの速やかな交付を希 望している方 (特急発行)		連絡票	特急発行申請 追記欄の余白がなくなった ために券面記載事項の変更 ができなかった日から30 日以内	○マイナンバーカード ○顔写真のある本人確認書類(運転免許証等)1点 ○顔写真のない本人確認書類 (漢字氏名と生年月日の記載のある診察券等)1点 いずれか ※マイナンバーカードは1週間程度で住所地に送付されます。 ※マイナンバーカードの再交付申請手数料(カード1,800円、 電子証明書200円)が必要となる場合があります。	不可				

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

印鑑登録

国民健康保険

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員 総合 窓口 使用 欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よ 理 手 続 に	し ま し た	お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
13	★ 印鑑登録を希望する方 ◆15歳未満の方、成年被後見人の方は登録 ができません。		連絡 票	印鑑登録申請 (印鑑登録申請書)	○登録する印鑑 ※印材や大きさによって登録できない印鑑があります ので、詳しくは担当課へお問い合わせください。 ○官公署が発行した顔写真付き本人確認書類	可			駅前庁舎(1階) 市民課 ⑤番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
14	国民健康保険に加入する方	当日受付は 転記	1	待機 依頼	加入手続 (国民健康保険資格異動 届) 転入した日から14日以内	○資格喪失証明書等の社会保険等を喪失した日が確認 できるもの(前住所地で加入していた保険が社会保険 等の場合) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出を した場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますの で、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可			
15	世帯主として転入する世帯 に国民健康保険加入者がいる方	当日受付は 転記	2	待機 依頼	世帯主変更手続 (国民健康保険資格異動 届) 新しい資格確認書の交 付 届出日から14日以内	○世帯全員分の国民健康保険証被保険者証または資格確 認書 ※資格情報のお知らせの返却は不要です。破棄して下さい。 ○限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証 (お持ちの方) ○特定疾病療養受療証(お持ちの方) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493 支所等	
16	転入先が施設または病院の方			説明	前住所地で被保険者証の発行手続を済ませた方は手続が不要です。手続を済ませていない方 は担当課でご案内いたしますのでお問い合わせください。	可				浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
17	妊産婦十割給付医療証を申請す る方 ◆申請及び受給は妊娠中または出産の翌月 末日までです。			待機 依頼	交付申請 (妊産婦医療費受給資格認 定申請書)	○妊娠、出産の事実が確認できるもの(母子健康手帳等) ○国民健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報の お知らせのいずれか一つ(後日申請の場合) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照	可			
18	前住所地で限度額適用認定証 または限度額適用・標準負担額 減額認定証をお持ちだった方			待機 依頼	交付申請 (国民健康保険限度額適 用・標準負担額減額認 定申請書)	○国民健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報の お知らせのいずれか一つ(後日申請の場合) ○前住所地の所得(非)課税証明書(転入者全員分) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	
19	前住所地で特定疾病療養受療証 をお持ちだった方			待機 依頼	交付申請 (国民健康保険特定疾病療 養受療証交付申請書)	○前住所地発行の受療証または医師の意見書 ○国民健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報の お知らせのいずれか一つ(後日申請の場合) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照	可			

後期高齢者医療制度

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	代理人 による 手続に した 後 日	完了 した 後 日	お 手 続 し て 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
20	★ 県内から転入 前住所地で後期高齢者医療制度に加入していた方 世帯主として転入する世帯に国民健康保険加入者がいる方	当日受付は 転記	3	待機 依頼	県内市町村で既に後期高齢者医療制度に加入されていた方は、手続が不要です。 後日、新しい後期高齢者医療資格確認書を担当課から送付します。					
21	県外から転入 前住所地で後期高齢者医療制度に加入していた方 ※65歳から74歳で後期高齢者医療制度に加入していた方も含まれます。	当日受付は 転記	4	待機 依頼	加入手続 (後期高齢者医療障害認定申請及び資格取得届) ○負担区分等証明書(持参している場合) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照 ※駅前庁舎市民課で転入の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
22	県外から転入 65歳以上で一定の障がいがあり、 後期高齢者医療制度に加入する方 申請日が加入日となり、遡りはできませんのでご注意ください。	当日受付は 転記	5	待機 依頼	加入手続 (後期高齢者医療障害認定申請及び資格取得届) ○負担区分等証明書(持参している場合) ○障害の程度を証明するもの ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照 ※駅前庁舎市民課で転入の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。 障がい者手帳をお持ちの方は、駅前庁舎では障がい者支援課にて手帳の等級を確認した後、国保医療年金課にてお手続となります。浪岡庁舎ではいずれも健康福祉課にてお手続となります。	可			駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ↓ (等級が該当する場合) 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113 ↓ (等級が該当する場合) ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
23	県外から転入された方で、限度額適用認定証または・標準負担額減額認定証をお持ちの方			待機 依頼	交付申請 (後期高齢者医療資格確認書交付兼任記載事項併記申請書) ○後期高齢者医療被保険者証または資格確認書 (後日申請の場合) ○前住所地の所得(非)課税証明書(転入者全員分) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照	可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
24	県外から転入された方で、特定疾病療養受療証をお持ちの方			待機 依頼	交付申請 (後期高齢者医療特定疾病認定申請書) ○前住所地発行の受療証または医師の意見書 ○後期高齢者医療被保険者証、資格確認証、資格情報のお知らせのいずれか一つ(後日申請の場合) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照	可				

後期高齢者医療制度

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チエック	職員総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	代理人 による 手続に した 可	完了 した 可	お手 続 後 日 に お 手 続 し て 可	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
25	老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方 (支給停止中の方を含みます。)		待機依頼	住所変更手続 (年金受給権者住所変更届)	○受給者の基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーがわかるもの ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可			日本年金機構青森年金事務所 ☎017-734-7495 (音声案内 1を押した後に2を押す) 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ①番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
26	第3号被保険者で、年金をまだ受給していない 第3号被保険者・・・ 厚生年金、共済組合の加入者に扶養されている配偶者		説明	扶養している方の勤務先で手続をしてください。					扶養している方の勤務先	
27	第1号被保険者で、年金をまだ受給していない 第1号被保険者・・・ 自営業者、農業者・漁業者、学生及び無職の方とその配偶者		不要	手続は不要です。						
28	厚生年金等から第1号被保険者への変更の手続が必要な方 年金事務所で既に手続をした方は手続が不要です。		待機依頼	資格取得手続 (国民年金被保険者関係届書)	○加入者の基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーがわかるもの ○加入者の健康保険被保険者資格喪失証明書、離職票または雇用保険受給資格者証 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ①番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352 支所等	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
29	職場の年金に加入している配偶者の扶養から対象外になった、または配偶者が離職した		待機依頼	種別変更手続 (国民年金被保険者関係届書)	○加入者の基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーがわかるもの ○加入者の社会保険資格喪失証明書、配偶者の離職票または雇用保険受給資格者証 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可				
30	国外から転入して、職場の年金に加入していない		待機依頼	資格取得手続 (国民年金被保険者関係届書)	○加入者の基礎年金番号がわかるもの(加入したことがある方) ○加入者の在留カード(外国人の方) ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ①番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352	

国民年金

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

	No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員 使用 窓口	総合 窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よ代 理人 手続に しまし た	お 手続し て後日 に	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
農業者年金	31	農業者年金を受給している方 または加入している方			説明	お近くの J A 青森で手続をしてください。		可		お近くの J A 青森 (代表) 青森農業協同組合本店信用部 ☎017-763-2013	
	32	介護保険被保険者証をお持ちの方	転入先が施設の方	当日受付は転記	7	待機 依頼	介護保険被保険者資格取得手続 転入した日から14日以内	可		駅前庁舎(1階) 介護保険課 ①番窓口 (介護認定チーム) ☎017-734-2308	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134
介護保険			前住所地で要介護・要支援認定を受けていた方	当日受付は転記	7	待機 依頼	要介護認定の転入継続申請 (介護保険要介護・要支援認定申請書) 転入した日から14日以内	可		駅前庁舎(1階) 介護保険課 ①番窓口 (介護認定チーム) ☎017-734-2308	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134
	33		上記にあてはまらない方		不要	手続きは不要です。65歳以上の方には、後日、担当課から新しい被保険者証を送付いたします。					
高齢者福祉	34	介護サービスについてご相談したい方			担当課	担当課へご相談ください。(介護サービスの内容や必要な手続等についてご説明します。)		可		駅前庁舎(1階) 介護保険課 ③番窓口 (給付チーム) ☎017-734-5362	
	35	70歳以上で 高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証)の交付を希望する方 ◆市営バス等を低料金で利用できる乗車証です。(雲谷地区の方は市営バスかJRバスを選択できます。)			担当課	交付申請 (高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証)交付申請書)	交付を希望する方の ○氏名・生年月日・新住所が確認できるもの(健康保険証等) ○顔写真1枚(無帽、背景なし、タテ3.0cm×ヨコ2.4cm 6ヶ月以内の証明写真) ○前住所地での介護保険料の段階が確認できるもの(介護保険料額決定通知書等) ○交付手数料1,000円(介護保険料の段階により無料となる場合があります。) ※前住所地での介護保険料の段階が確認できるものがない場合は担当課へお問い合わせください。	不可		駅前庁舎(1階) 高齢者支援課 ④番窓口 (高齢福祉総務チーム) ☎017-734-5326	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ⑤番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

	No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よ代 理人 手続に した 後 日 お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
高齢者福祉	36	65歳以上で 高齢者の福祉サービスを受けた 方 (一部、40歳以上で対象となる 制度があります。)		担当課	担当課へご相談ください。(福祉サービスの内容や該当となる要件についてご説明します。)	可		駅前庁舎(1階) 高齢者支援課 ⑩番窓口 (高齢福祉総務チーム) ☎017-734-5326	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134
	37	障がい者手帳をお持ちの方 ◆身体障害者手帳 ◆愛護手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳		担当課	住所変更手続 (身体障害者手帳変更 届) (愛護手帳(療育手帳)交付 等申請(届出)書) (障害者手帳記載事項変更 届・再発行申請書) 障がいの等級(程度)に応 じた本市の福祉サービスの 説明があります。	○障がい者手帳 ○手帳をお持ちの方の認印 (精神障害者保健福祉手帳の場合) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照 ○顔写真(精神障害者保健福祉手帳を所持しているが、新たに 交付される手帳に写真添付を希望する場合は、縦4cm・横3 cmのサイズのものををご用意ください) ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出を した場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますの で、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可	駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ⑭番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
障がい	38	自立支援医療受給者証を お持ちの方 ◆更生医療 ◆育成医療 ◆精神通院医療		担当課	受給申請 (自立支援医療費(育成・ 更生・精神通院)支給認 定申請書)	○受給者の認印 ○受給者の健康保険被保険者証、資格確認書若しくは資格情報 のお知らせ又はマイナポータルからダウンロードした「資格情 報画面」など公的医療保険の被保険者または被扶養者であるこ とを証するもの ※受給者が国民健康保険や国民健康保険組合等に参加 している場合は加入者全員分が必要となります。 ○自立支援医療(更生医療)給付要否意見書(更生医療の 場合) ○身体障害者手帳(更生医療の場合) ○自立支援医療(育成医療)給付要否意見書(育成医療の 場合) ○特定疾病療養受療証(更生医療または育成医療の人工 透析の場合) ○受給者の年金受給額がわかるもの(更生医療または精 神通院医療の場合) ○自立支援医療受給者証(精神通院医療の場合) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出を した場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますの で、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可	駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
	39	特別障害者手当を受給している 方		担当課	受給申請 (特別障害者手当認定請求 書)	○受給者が受けている年金の証書 ○受給者と扶養義務者の所得課税証明書 ○受給者名義の普通預金通帳 ○障がい者手帳(お持ちの方) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出を した場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますの で、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可		
	40	経過的福祉手当を受給している 方		担当課	受給申請 (氏名住所変更届)	○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出を した場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますの で、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可		

障がい(手当・障害福祉サービス・医療費助成)

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	総合窓口 職員使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	代理人による手続に 完了した	お手続き後 の手続き	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)	
障がい	41 障害児福祉手当を受給している児童		担当課	受給申請 (障害児福祉手当認定請求書)	○受給者名義の普通預金通帳 ○保護者の所得課税証明書 ○障がい者手帳(お持ちの方) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可		駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑩番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319		
	42 特別児童扶養手当の受給を希望する方 ◆所得制限等の資格要件があります。 ◆精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父、母または父母に代わって養育している方が対象です。		担当課	住所変更手続 (特別児童扶養手当住所変更届) または 受給申請 (特別児童扶養手当認定請求書)	○同一の住所の方全員の住民票(県外から転入の場合) ※保護者・養育者等と対象児童が別住所の場合は担当課へお問い合わせください。 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照 受給申請の場合は、状況に応じて必要なものが異なりますので、担当課にご相談ください。 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転入の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可			浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113	
	43 障害福祉サービス受給者証等をお持ちの方 ◆障害福祉サービス受給者証 ◆療養介護医療受給者証 ◆障害児通所受給者証 ◆肢体不自由児通所医療受給者証		担当課	受給申請 (支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書)	○障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、障害児通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証のうち、お持ちのものすべて ○障がい者手帳 ○受給者の認印(自署する場合は不要です。) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照	可		駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑩番窓口 (障がい福祉チーム) ☎017-734-5327		
	44 障がいや難病等により受けられる各種助成や障害福祉サービス等についてご相談したい方		担当課		担当課へご相談ください。(各種助成や障害福祉サービス等の内容、該当となる要件についてご説明します。)		可			
	45 重度心身障害者医療費助成の受給申請をする方 (所得制限等の資格要件があります。) 次のいずれかに該当する方 ◆身体障害者手帳1～3級 ※3級は、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障がいに限ります。 ◆愛護(療育)手帳A ◆精神障害者保健福祉手帳1級		(発券)・担当課	資格認定申請 (青森市重度心身障害者医療費受給資格認定(更新)申請書)	○障がい者手帳 ○障がい者手帳をお持ちの方の健康保険被保険者、資格確認若しくは資格情報のお知らせ又はマイナンバーカード ○障がい者手帳をお持ちの方または保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(同一世帯全員分の所得課税証明書等)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。 駅前庁舎では障がい者支援課にて手帳の等級を確認した後、国保医療年金課でのお手続きとなります。浪岡庁舎ではいずれも健康福祉課でのお手続きとなります。国民健康保険に加入する方は、加入手続後に重度心身障害者医療費助成の手続をしてください。 18歳に達する年度末までの児童がいる父または母が心身の障がいをお持ちの場合、ひとり親の場合または中学生以下のお子さんがいる場合は、他の医療費助成制度に該当することがあります。詳しくは担当課へお問い合わせください。	可		駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑩番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319 (等級が該当する場合) 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153	

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員 使用欄	総合窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よ代 る理 手続に した 完了 した お 手続 後日 して	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
妊娠している方									
46	★ 妊婦健診、新生児聴覚検査及び 1か月児健診の申請をする	当日受付は 転記	8	申・ 交付	交付申請 (青森市妊婦健康診査、新生 児聴覚検査及び1か月児健康 診査受診票等交付申請書)	○母子健康手帳 ※担当課でも手続ができます。	可		
					1か月児健診について、令和7年5月中旬までに転入されたかたへは、受診票の準備ができ次第、5月下旬以降に順次「青森市1か月児健康診査受診票」を郵送します。				
	★ 妊婦歯科健診の申請をする (令和7年4月1日以降に母子健康 手帳の交付を受けたかた)	当日受付は 転記	8	申・ 交付	交付申請 (青森市妊婦健康診査、新生 児聴覚検査及び1か月児健康 診査受診票等交付申請書)	○母子健康手帳 ※担当課でも手続ができます。	可	元気プラザ(1階) あおもり親子はぐく みプラザ (母子保健チーム) ☎017-718-2983 ☎017-718-2984	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
47	妊婦支援給付金(旧出産応援給 付金)の申請をする			担当 課	転入前の自治体で給付金(※)を受け取っていない方は、担当課へお問い合わせください。 ※自治体により給付金の名称や給付方法(現金・クーポン券など)が異なります。 令和7年4月1日から給付金の名称及び制度が変更されています。				
就学前のお子さんがいる方									
48	妊婦支援給付金(旧子育て応援 給付金)の申請をする			担当 課	転入前の自治体で給付金(※)を受け取っていない方は、担当課へお問い合わせください。 ※自治体により給付金の名称や給付方法(現金・クーポン券など)が異なります。 令和7年4月1日から給付金の名称及び制度が変更されています。				
49	★ 乳幼児健康手帳(予防接種予診票) の交付申請をする	当日受付は 転記	9	申・ 交付	交付申請 (予防接種交付申請書)	○母子健康手帳 ※あおもり親子はぐくみプラザ(元気プラザ内)でも手続ができます。 「ヒブ」または「四種混合」の接種が終了していないかたは、 担当課へお問い合わせください。	可	元気プラザ(1階) あおもり親子はぐく みプラザ (子育て親子支援チーム) ☎017-718-2986	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
50	★ フッ素塗布受診票の交付申請を する (1歳6か月健診を受診済みで3歳 の誕生日までのお子さんがある)	当日受付は 転記	10	申・ 交付	交付申請 (フッ素塗布受診票申請 書)	※担当課でも手続ができます。	可	元気プラザ(1階) あおもり親子はぐく みプラザ (母子保健チーム) ☎017-718-2983	
51	乳幼児健診の対象となる (4歳未満のお子さんがある)			説明	受診状況確認および申込	担当課へ電話でご連絡ください。対象年齢や実施時期等の詳細についてご説明いたします。	可		
52	保育所、幼稚園、認定こども園 等の利用を希望する			担当 課	利用及び認定手続 (教育・保育給付認定申請書 兼保育所等利用申込書、施設 等利用給付認定・変更申請 書)	利用開始希望月や利用施設、要件等により提出期限や必要書類が異なりますので、利用の予定がある場合は電話等で担当課へお問い合わせください。	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (入所支援チーム) ☎017-734-5330	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
53	結核の流行国に滞在していたこ とがあり、結核に関する相談を 希望する			担当 課	就学前のお子さんが結核の流行国(フィリピン、ベトナム、中国、インドネシア、ネパール、ミャンマー、韓国、ロシア等)に6か月以上滞在したことがある場合、担当課へ電話でご連絡ください。感染不安や検査等についてご説明いたします。				

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員使用欄 総合窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よ代 理人 手続に しまし た	お く だ さ い 後 日 に し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
小学生のお子さんがいる方									
54	放課後児童会の入会を希望する ◆保護者が就労等により、日中家庭にいない児童が対象です。			担当課	入会手続 (放課後児童会入会申込書)	○保護者の就労状況等が確認できるもの(保護者の就労証明書、保険証(被扶養者以外)の写し、資格確認書の写し等)	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (放課後子ども育成チーム) ☎017-734-5348	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
高校生年代までのお子さんがいる方									
55	保護者の加入 保険が国保			11	・申・ (発券・ 補助)	資格認定申請 (青森市子ども医療費受給 資格認定(更新)申請書)	①お子さんの健康保険被保険者証、資格確認書若しくは資格情報のお知らせ又はマイナンバーカード ②保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ③所得課税証明書(共働きの場合は父母ともに必要) (1月から6月までに申請する場合は前年の1月1日に住所があった市区町村で、 7月から12月までに申請する場合はその年の1月1日に住所があった市区町村で、 取得してください。ただし、いずれの場合も1月1日に青森市に住所があった方は取得の必要がありません。 また、申告されているかたは、マイナンバーカードを持参し、所得課税証明書の提出は不要です。)	可	
56	子ども医療費助成 の受給申請をする ◆0歳から高校生年代の 子どもを養育している保 護者に対して保険診療分 の医療費自己負担額を助 成します。 保護者の所得制限はあり ませんが、中学校3年生 までのお子さまの助成に あたっては、県の補助金 または交付金を活用して おり、対象者を把握する ために所得を確認してい ます。	★ 保護者の加入 保険が国保以 外で、受給者 証を後日郵送 で交付を希望 する	当日受 付は 転記	12	申・受 付	③については、後日の提出でも申請手続ができます。	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
57	保護者の加入 保険が国保以 外で、受給者 証の即日交付 を希望する			13	・申・ (発券・ 補助)	転入日から15日以内の申請については、遡及して転入日から資格認定します。 15日を過ぎて申請された場合は遡及しませんので、申請日が認定日となります。 父か母が心身の障がいをお持ちの場合またはひとり親の場合は、他の医療費助成制度に該当することがあります。詳しくは担当課へお問い合わせください。 国民健康保険に加入する方は、加入手続後に子ども医療費助成の手続をしてください。	可		
58	受給者が公務員				説明	勤務先へ申請をしてください。		受給者の勤務先	
59	児童手当の認定請 求をする ◆高校生年代までの児童 を養育している方に支 給されます。 月額(児童一人につき) <3歳未満> 第1子・第2子 15,000円 第3子以降 30,000円 <3歳～高校生年代> 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 30,000円	★ 下記すべてにあ てはまる ①世帯全員の転入 ②受給者を変更し ない ③別居している子 (高校生年代ま で)がいない ④同居、別居を問 わず、22歳年度 末以下の年齢の子 が2人以内である	当日受 付は 転記	14	申・受 付	認定請求手続 (児童手当認定請求書) 請求者の ○健康保険被保険者証、資格確認書若しくは資格情報のお 知らせ又はマイナポータルからダウンロードした「資格 情報画面」など公的医療保険の被保険者であることを証する もの(※国保又はどなたかの被扶養の場合は不要) (※3歳未満の児童がいる方のみ) ○普通預金通帳 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は16ページ参照 ※以上のほか、請求者の状況に応じて添付書類が必要となる場 合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。 必要なものがすべてそろわなくても手続ができますので、転出予定日の翌日から15日以内に必ず手続を してください。	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
60	上記のいずれ にもあてはま らない				担当課	状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へご相談ください。	可		

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック 職員 総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に ま し た お 手 続 し て 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)		
小学生または中学生のお子さんがある方									
61	市立小・中学校の転校手続 ◆特別支援学級に在籍のお子さんの転校の場合は、担当課へご連絡ください。	★学区内通学を希望する	当日受付は転記	15	作成	転校手続 ①転入学通知書 ②在学証明書 ③教科用図書給与証明書 ①は転入届出をした際に交付します。②・③は前住所地で通学していた学校から交付されます。①～③の書類を転校先の学校へ持参し、手続をしてください。手続は保護者の方に限ります。	不可	駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414 支所等	
62		学区外通学を希望する (変更できる条件があります。)			担当課	指定変更手続 (小中学校指定変更申立書) 希望する理由により必要なものが異なりますので、詳しくは担当課窓口でご相談ください。	一部可	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003	
63	就学援助の受給を希望する ◆経済的な理由により就学が困難なお子さんの保護者に、学用品費等の経費の一部を援助します。対象となる要件があります。				説明	受給申請 (就学援助費申請書(世帯票)) 申請用紙は各小・中学校にあります。 転校する学校で、申請の手続をしてください。	一部可	駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414	
小学生、中学生または高校生のお子さんがある方									
64	定期予防接種の対象年齢のお子さんがある ◆日本脳炎第2期(9歳以上13歳未満) ◆二種混合(11歳以上13歳未満) ◆HPV(小学6年生～高校1年生相当女子)				担当課	交付申請 ○母子健康手帳 日本脳炎第2期は小学校3年生の後半、二種混合は小学校5年生の後半に学校を通じて予防票を配付しています。配付時期以降に転入された場合は担当課へお問い合わせください。配付時期以前に転入された場合は担当課での手続は不要です。HPV(子宮頸がん予防)ワクチン接種については、担当課へお問い合わせください。	可	元気プラザ(1階) あおもり親子はぐくみプラザ (子育て親子支援チーム) ☎017-718-2986	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②～5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
小学校または中学校に新入学されるお子さんがある方									
65	市立小・中学校の新入学手続				担当課	入学通知書の交付手続 ※担当課窓口またはお電話でご連絡ください。 〈受付期間〉 小学校：入学前年度の10月中旬～入学式前日 中学校：入学前年度の1月中旬～入学式前日 ※詳細な時期については、お問い合わせください。手続は保護者の方に限ります。	不可	駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003
小児慢性特定疾病医療費助成を受給している									
66	小児慢性特定疾病医療費医療受給者証をお持ちのお子さんがある				担当課	受給申請 (青森市小児慢性特定疾病医療支給認定申請書) ○前住所地の市区町村から発行された小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 ○世帯全員のマイナンバーがわかるものと手続に来られる方の本人確認書類(持参している場合) ※詳細は16ページ参照 ※以上のほか、加入している保険により必要なものが異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可	元気プラザ(1階) あおもり親子はぐくみプラザ (子育て親子支援チーム) ☎017-718-2987	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②～5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チエック	職員 総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よ代 理人 手続に	しま 完了 した	お 手続 して くださ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
ひとり親家庭等に該当する方										
67	ひとり親家庭等医療費助成の 受給申請をする ◆所得制限等の資格要件があります。 ◆申請および受給は、支給対象の児童が18歳に達する年度末までです。 ◆父または母が心身の障がいをお持ちの家庭も対象となることがあります。			(発券)	資格認定申請 (青森市ひとり親家庭等医療費受給資格認定(更新)申請書) ○保護者と児童の健康保険被保険者証、資格確認書若しくは資格情報のお知らせ又はマイナンバーカード ○児童が含まれた戸籍謄本(離婚の場合は離婚年月日の記載のあるもの) ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(同一住所の方全員の所得課税証明書等)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。 国民健康保険に加入する方は、加入手続後にひとり親家庭等医療費助成の手続をしてください。	可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
68	児童扶養手当の受給申請をする ◆申請および受給は、支給対象の児童が18歳に達する年度末までです。 ◆所得制限等の資格要件があります。			担当課	住所変更手続 (児童扶養手当住所変更届【転入】) 認定請求手続 (児童扶養手当認定請求書) 転入した日から14日以内に手続をしてください。	不可			駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
69	★ 青森市母子父子寡婦福祉資金の 借主・連帯借主・連帯保証人	当日受付は転記	16	不要	住所変更手続 (氏名等変更届)	○届出人の認印(自署する場合は不要です。)	可			
70	★ 犬の登録をしている方	当日受付は転記	17	申・受付	登録手続 (登録事項変更届) ○犬の鑑札 ○狂犬病予防注射のお知らせハガキ ※以上のうち、いずれかをお持ちください。	可			青森市保健所 (別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288	
71	★ ごみの収集日程表を希望する方			配付	【青森地区】 住所異動の手続の際に限り、町会等別ごみ収集日程表(清掃ごみ)を駅前庁舎市民課および支所・情報コーナーでも配付しています。紛失時やその他の場合は担当課へお問い合わせください。 【浪岡地区】 「家庭ごみの正しい出し方」を浪岡庁舎市民課で配付しています。 なお、両地区とも、使用するごみ収集場所については、管理している各町(内)会長又は不動産会社へお問い合わせください。 また、各町(内)会長の連絡先及びごみの分け方・出し方については担当課へお問い合わせください。	可			駅前庁舎(3階) 廃棄物・リサイクル課(清掃管理チーム) ☎017-718-1179 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

その他	No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よる代理 理人 手続に	しま 完了 した	お く だ さ い て	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	72	高齢者肺炎球菌予防接種の定期 予防接種の対象の方 ◆満65歳でこれまでに高齢者肺炎球菌ワクチ ンを一度も接種したことがない方		担当 課	交付申請	○本人確認書類(運転免許証等)	可			青森市保健所(1階) 感染症対策課 (総務ワクチンチーム) ☎017-718-2852	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
	73	高齢者带状疱疹予防接種の定期 予防接種の対象の方 これまでに带状疱疹ワクチン任意接種を受 けていない又は完了していないかたで、 ◆令和7年度内に65歳となるかた ◆接種時に満60歳以上65歳未満のかたで、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能 に重い障がいのあるかた ◆令和7年度内に70、75、80、85、90、 95、100歳となるかた ※101歳以上のかた(令和7年度に限る)		担当 課	交付申請	○本人確認書類(運転免許証等)	可			青森市保健所(1階) 感染症対策課 (総務ワクチンチーム) ☎017-718-2852	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
	74	郵便物の転居届について ◆旧住所あての郵便物および荷物を1年間 新住所へ転送します。		配 付	各郵便局(簡易郵便局を除く)、駅前庁舎市民課、浪岡庁舎市民課、各支所・情報コーナーに あるハガキに必要事項を記入し、ポストに投函してください。		可			青森中央郵便局 ☎017-775-1623(代) 青森西郵便局 ☎017-781-5597(代)	
	75	原動機付自転車、小型特殊自動 車を所有している方		担当 課	登録申請 (軽自動車税(種別割)申告(報 告)書兼標識交付申請書)	○前住所地在発行した廃車(ナンバー返納)証明書 ○届出人の本人確認書類(運転免許証等) ※普通自動車・小型自動車・小型二輪自動車・軽二輪自動車・ 大型特殊自動車を所有されている方は青森運輸支局、軽自動車 (二輪を除く)を所有されている方は軽自動車検査協会青森事 務所でのお手続きが必要です。 ・青森運輸支局 ☎050-5540-2008 ・軽自動車検査協会青森事務所 ☎050-3816-1831	可			駅前庁舎(2階) 市民税課 ③番窓口 (諸税チーム) ☎017-734-5192	浪岡庁舎(1階) 納税支援課 ③-2番窓口 (証明チーム) ☎0172-62-1186
	76	青森市内に固定資産(土地・家屋) を所有している方		担当 課	固定資産課税台帳の住所変更 手続 (変更申告書)	○本人確認書類(運転免許証等) ※本人または同居の親族に限り、電話での手続も可能です。 (納税通知書記載の整理番号、所有者の氏名、前住所・ 現住所が必要です。)	可			駅前庁舎(2階) 資産税課 ⑤番窓口 (管理調整・償却資産 チーム) ☎017-734-5200	
	77	青森県交通災害共済に加入する 方 ◆交通事故による災害の程度に応じて見舞金 を支給する共済制度です。		担当 課	加入手続 (青森県交通災害共済加入 票) 翌年度の予約加入は、2月1日から3月31日までです。	○会費 年間1人350円	可			駅前庁舎(4階) 生活安心課 ①番窓口 (交通安全推進チーム) ☎017-734-5258 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140
	78	青森市営住宅に既にお住まいの 方と同居する方		担当 課	同居承認申請 (市営住宅同居承認申請 書) (市営住宅同居親族異動 届)	○世帯主と転入者の認印 ※このほか、必要なものがある場合がありますので、詳 しくは市営住宅指定管理者へお問い合わせくだ さい。	可			駅前庁舎(3階) ⑩番窓口 市営住宅指定管理者 協同組合タッケン ☎017-734-2381	浪岡庁舎(3階) 市営住宅指定管理者 (有)皆成建設 ☎0172-62-1167
	79	霊園を使用している方 ◆三内霊園 ◆月見野霊園 ◆八甲田霊園 ◆浪岡墓園		説 明	担当課へ電話でお知らせください。(墓地の区画番号、使用権者の氏名、前住所、現住所、 電話番号が必要です。)		可			駅前庁舎(4階) 生活安心課 ①番窓口 (霊園管理運営チーム) ☎017-734-5277	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140

				支所等		その他		は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。		
No	あてはまる方はいますか？	チ ェ ッ ク	職 員 使 用 欄 総 合 窓 口	手 続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 手 続 に	し ま し た	お く だ さ い 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
80	各種がん検診等を希望する方		説明	受診方法や料金等の詳細は、担当課へお問い合わせください。		可			青森市保健所(1階) 健康づくり推進課 (健康推進チーム) ☎017-718-2918	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
81	風しん抗体検査・風しん予防接種を希望する方①		担当課	【風しん抗体検査】 対象者(左記の他に要件あり)、受診方法等の詳細は、担当課へお問い合わせください。		可			青森市保健所(1階) 感染症対策課 (感染症チーム) ☎017-765-5282	
82	◆妊娠を希望する方および その配偶者等 ◆風しん抗体価が低い妊婦 の配偶者等			【風しんワクチン接種費用助成】 対象者(左記の他に要件あり)、接種方法、申請方法等の詳細は、担当課へお問い合わせください。						
83	風しん抗体検査・風しん予防接種を希望する方② ◆S37.4.2～S54.4.1生まれの 男性の方で令和6年度末ま でに抗体検査を実施した結 果、風しんの抗体価が低か った方		担当課	【風しんの追加的対策事業】 対象者、接種方法、申請方法等の詳細は、担当課へお問い合わせください。					青森市保健所(1階) 感染症対策課 (総務ワクチンチーム) ☎017-718-2852	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
84	水道の使用について		説明	水道使用開始申込書(郵便受け等に入れてある「新入居者へのご案内」の中のハガキ)に必要な事項を記入し、郵便ポストに投函してください。なお、申込書が見当たらない場合は担当課へご連絡ください。 また、インターネットからでも手続が可能です。詳しくは青森市ホームページをご覧ください。(ホームページ内検索用ページ番号：1001865)		可			企業局水道部本庁舎 (1階) 水道部営業課 (検針チーム) ☎017-734-4281	浪岡庁舎(1階) 上下水道課 ⑤番窓口 (水道チーム) ☎0172-62-1143
85	浄化槽を使用する方		担当課	浄化槽管理者変更報告書 変更の日から30日以内	浄化槽の管理者が変更になった場合は、手続が必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。	可			駅前庁舎(3階) 廃棄物・リサイクル課 ⑬番窓口 (廃棄物対策チーム) ☎017-718-1162 FAX：017-718-1166	
86	市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、児童保育負担金、放課後児童会負担金の口座振替を希望する方		担当課	口座振替申込手続 (青森市市税等口座振替依頼書)	○口座振替者の通帳 ○口座振替者の金融機関届出印 ※お近くの金融機関等の窓口でも手続できます。 また、申込日より振替開始時期が異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可			駅前庁舎(2階) 納税支援課 ⑨番窓口 (収納管理チーム) ☎017-734-5220 支所等	浪岡庁舎(1階) 納税支援課 ③-1番窓口 (収納チーム) ☎0172-62-1141
87	町会・町内会の加入について		配付	町(内)会加入案内チラシは、転入届受付の際に市民ガイドブックと共に青森地区においては駅前庁舎市民課および支所・情報コーナー、浪岡地区においては浪岡庁舎市民課にて配付しています。地域の町(内)会がわからない場合は担当課へお問い合わせください。		可			駅前庁舎(4階) 市民協働推進課 ②番窓口 (市民協働推進チーム) ☎017-734-5231	浪岡庁舎(2階) 地域づくり振興課 (市民協働チーム) ☎0172-62-1147
88	市民図書館の利用者カード作成を希望する方		担当課	利用者登録 (利用者カード交付申請書)	○住所が確認できるもの(住民票の写し、運転免許証等) ※住民票の写しは確認後返却いたします。	不可			アウガ(6～8階) 市民図書館 ☎017-776-2455 各市民センターおよび浪岡中央公民館でもお手続きできます。	

その他

《ご注意ください》

- ・「本人による手続の際に必要なもの」欄に「○マイナンバーがわかるものと本人確認書類」の記載がある手続は、以下のものを提示の上、申請・届出書等にマイナンバー（12桁の個人番号）の記入が必要となります。（手続によっては以下の例によらない場合もありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。）
ただし、持参していない場合でも、手続をすることができる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

マイナンバーの確認に必要なもの

A 番号確認に必要なもの

- マイナンバーカード
- 通知カード（令和2年5月25日以降も、氏名住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は、マイナンバーを証明する書類として使用できます。）
- 個人番号通知書 など



B 本人の身元確認に必要なもの(本人確認書類)

- マイナンバーカード
- 官公署等から発行された顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、障がい者手帳など）
- 次の書類のうち2種類を提示（・公的医療保険の資格確認書または被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書
・官公署等から発行された（A）氏名、（B）住所または生年月日が記された書類）

《各窓口の受付時間》

- ・駅前庁舎市民課(総合窓口)（平日 8:30～18:00）※土曜日・第二日曜日(9:00～17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)、マイナンバーカードの交付(事前予約が必要)のみ行っています。
- ・浪岡庁舎市民課（平日 8:30～18:00） ※土曜日(9:00～17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)のみ行っています。
- ・支所(浜館、奥内、原別、後潟、野内)、情報コーナー(中央、柳川、西部、油川、荒川、横内、東岳、高田)（平日 8:30～17:00）

※いずれの窓口も年末年始(12月29日～翌年1月3日)はお休みです。

※駅前庁舎と浪岡庁舎は、引越に伴う各種手続のため、3月下旬から4月上旬の土・日曜日も各窓口を開設します。開設する窓口及び開設日は年度により異なりますので、詳しくはお問い合わせ

いただくか、青森市ホームページをご参照ください。

令和7年5月19日更新